

福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

平成 8 年 1 2 月 策 定

平成 3 0 年 6 月 最終改定

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に新鮮な水産物を安定的に提供するとともに、漁場環境の保全や地域振興など多面的機能の発揮を通して県勢の発展に大きく貢献している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の海洋生物資源が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

東日本大震災及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、本県沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたことから、本県海域における海洋生物資源の状況は大きく変化している。

県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、海洋生物資源の状況変化に応じ、新たな管理方策について検討する必要がある。

加えて、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により定められた福島県への第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量及び第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、適切な管理措置を講じることとする。

(3) 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量及び第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等実効担保措置を講じるため、他県入会漁業を含め特定海洋生物資源の漁獲実績の的確な把握に努めることとする。

(4) 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量及び第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の状況、特定海洋生物資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県の水産関係試験研究機関を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業の管理を強化することとする。

(5) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源については、引き続き従来から実施してきた資源管理型漁業を推進することとする。

(6) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

(7) 本県における第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量及び第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量については、他県入会漁業の漁獲実績に妥当な配慮を払うこ

ととする。

- (8) 第1種特定海洋生物資源であるくろまぐろの保存及び管理に関する計画は、別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。ただし、くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は別に定めるものとする。

管理対象資源 な し

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策は、以下のとおりである。ただし、くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策は別に定めるものとする。

該当なし

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
やなぎむしが れい	小型機船底びき 網漁業（うちそ の他の小型機船 底びき網漁業）	福島県の地先 水面から茨城 県の地先水面 まで	4月1日から6月 30日まで	1,480

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)

やなぎむしが れい	小型機船底びき 網漁業のうち地 方名称板びき網 漁業	福島県の地先 水面から茨城 県の地先水面 まで	4月1日から6月 30日まで	1,480
--------------	-------------------------------------	----------------------------------	-------------------	-------

6 第2種特定海洋生物資源知事管理漁獲努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) やなぎむしがれい

太平洋北部沖合性かれい類の資源回復を図るため、「福島県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の迅速な報告体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理を更に推進するため、より詳細かつ正確に資源の状況を把握する必要があることから、調査体制を整備拡大し、漁獲情報を的確に把握するとともに、海洋生物資源に関する調査、研究の充実強化を進めることとする。

(2) ヒラメに代表される漁業者の自主規制による資源管理については、継続するとともに、他魚種へ拡大することとする。